

答 申

1 審査会の結論

実施機関が公文書は存在しないとした決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 異議申立人は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、平成 18 年 5 月 24 日付けでいなべ市長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる文書について、公文書公開請求をした。

野入溜池管理委託契約書第 5 条に定める「管理業務の内容及び収支について」文書一切

(2) 実施機関は、条例第 7 条の規定に基づき、平成 18 年 6 月 6 日付けで本件公開請求に対応する公文書は存在しないとして、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、平成 18 年 6 月 8 日付けで実施機関に対して本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

(4) 実施機関は、条例第 14 条の規定に基づき、平成 18 年 6 月 15 日付けで当審査会へ諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると次のとおりである。

(1) 当時の担当職員は、野入溜池管理委託契約書第 5 条の有効性を認め、報告書の存在を認めている。

(2) 当時の委託金額から考えると受託者に対して収支報告書の請求を怠るとは考えられない。

(3) よって、事実を偽った本件処分は取り消されるべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件対象公文書について存在しないとした。

(1) 本件対象公文書について

合併前の旧大安町が締結した平成 12 年 4 月 1 日付けの野入溜池管理委託契約に基づき受託者が報告することとされた管理業務の内容及び収支に係る報告書（以下「本件対象公文書」という。）である。

(2) 公文書不存在決定の理由について

ア 平成 12 年度以前の公文書は、条例附則第 3 項の規定により条例の対象外公文書である。

イ 野入溜池管理委託契約書第 5 条は、受託者が管理業務の内容及び収支について報告することとしている。

ウ 平成 12 年度から平成 15 年度までの間の事務担当者及び現在のまちづくり課の職員は、公開請求を受けてから公文書不存在決定をするまでの間に旧町倉庫及び書庫において対象公文書及び野入溜池管理委託契約に関係する写真の検索を実施したが、平成 16 年 5 月 25 日付けで提出された平成 15 年度の管理業務の内容に関するもの（以下「平成 15 年度管理業務報告書」という。）以外の報告書等を見つけることができなかった。

エ 平成 15 年度管理業務報告書については異議申立人による別件公開請求に対して公開していたことから、本件公開請求については公文書不存在の決定をした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 12 年 4 月 1 日付けの野入溜池管理委託契約に基づき受託者が報告することとされた管理業務の内容及び収支に係る報告書である。

(3) 公文書の存否について

当審査会において、実施機関の職員に対して当時の報告書の取得状況及び公文書の存否並びに保管の状況について聞き取り調査した結果は、次のとおりである。

ア 本件異議申立てを受けて実施機関の職員が当時の受託者に確認した本件公文書の作成又は取得の状況

(ア) 受託者は、平成 12 年度及び平成 13 年度の管理業務の内容についての報告書を提出していなかったが、平成 14 年度及び平成 15 年度の管理業務の内容についての報告書を提出していた。

(イ) 受託者は、平成 12 年度から平成 15 年度までの収支の内容についての報告書を提出していなかった。

(ウ) 受託者は、平成 14 年度及び平成 15 年度の管理業務の内容についての報告書の控えを保管していなかった。

イ 本件異議申立てを受けて実施機関の職員が当時の事務担当者に確認した内容

(ア) 異議申立人による当時の事務担当者への照会に対して、当該職員は報告書が存在するとの回答はしていなかった。ただし、野入溜池管理委託契約に関係するものか否かは不明の写真の存在について言及したことはあった。

(イ) 異議申立人による当時の事務担当者への照会に対して、当該職員は報告書の提出を求めべきであったかもしれないとの回答はしていた。

(ウ) 異議申立人による現在（本件処分時）の担当者への照会に対して、当該職員は合併以前の公文書の取扱い（報告書の提出を免除したかどうかに関する事項）について具体的な回答はしていなかった。

ウ 合併後において、いなべ市は文書管理の統一化に取り組み、平成 16 年度及び平成 17 年度において大部分の部署における文書の整理を実施し、平成 18 年度末には本庁における整理を完了した。このような状況下において、実施機関が対象公文書を見つけることができないことから、平成 14 年度の管理業務の内容に関する報告書については、廃棄し、又は紛失し、現に存在しないものと考えることが相当である。

(4) 結論

上記のとおり異議申立人の主張を裏付ける事実は認められず、管理業務の内容及び収支に

係る報告書(平成15年度管理業務報告書を除く。)の存在を示す特段の事情も認められなかった。

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 18 年 6 月 15 日	諮問書受理
平成 18 年 7 月 27 日	諮問書確認（第 13 回審査会）
平成 18 年 10 月 19 日	審議（第 16 回審査会）
平成 19 年 1 月 25 日	審議及び実施機関の理由説明（第 18 回審査会）
平成 19 年 2 月 22 日	審議（第 19 回審査会）
平成 19 年 3 月 23 日	実施機関への聞き取り（第 20 回審査会）
平成 19 年 4 月 26 日	実施機関への聞き取り（第 21 回審査会）
平成 19 年 5 月 24 日	審議及び答申（第 22 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
会長代理	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉浦 肇	弁護士
委 員	杉岡 治	弁護士